

認定失効制度について

2023年2月9日
資源エネルギー庁

認定失効制度の適切かつ円滑な執行に向けて

- FIT認定を取得後、現在まで長期間未稼働の状態が継続する案件が多数存在している状況。
- 2022年4月施行の再エネ特措法改正においては、**適用される調達価格の適時性の確保**や、**系統の利活用促進**の観点から、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗が見られない未稼働案件について、**認定を失効する制度を導入**。
- 2022年度末以降、認定失効制度に基づき失効期限を迎える案件が見込まれることから、失効期限が近い**認定事業者宛のメールやハガキによる個別の連絡**などの**周知活動を実施**しているところ。
- 制度の本格化に向けては、改めて**制度の運用の詳細を明確化**するとともに、一般送配電事業者や関係自治体等とも連携しながら、認定事業者により、失効制度に基づく**必要な手続きが適切に行われていることの確認を徹底**することが必要。

- 失効期限の設定に当たっては、運転開始期限後も未稼働状態の案件について、**運開期限の1年後の時点**^{※1} **の進捗状況で適用判断**することとし、具体的な進捗状況ごとに、以下の規律を適用。
 - ① **系統連系工事着工申込**^{※2} **を行っていない案件**は、**運開期限の1年後の時点で認定を失効**^{※3}
 - ② **系統連系工事着工申込**^{※2} **を行った案件**は、一定期間内に運転開始に至る可能性が高いと考えられるため、運転開始期限から、**運転開始期間**^{※4} **に当たる年数を猶予し、その到来をもって失効**^{※5}。
 - ③ **系統連系工事着工申込**^{※2} **を行った案件**のうち、**大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置**として、運転開始に向けた準備が十分に進捗し、確実に事業実施に至るものとして、
 - ✓ 工事計画届出
 - ✓ 環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等の通知のいずれかの手続に係る**進捗確認申請が行われ、経産大臣により確認された案件**については、運転開始期限から、**調達期間に当たる年数を猶予し、実質的に失効リスクを取り除く**。

※1 改正法の施行日（2022年4月1日）より前に運転開始期限が経過した2018年度認定以前の案件については、**経過措置として、施行日から1年後の時点（2023年3月31日）**の進捗を評価することとする。

※2 系統連系工事の申込にあたっては、農振法・農地法に基づく**農振除外・農転許可**、森林法に基づく**林地開発許可**を取得済であること等を**提出要件**とする。

※3 平成29年4月1日時点で手続中の「**電源接続案件募集プロセス**」に参加している案件については、失効期限の設定に配慮する。

※4 環境影響評価法に基づく環境アセスメントに要する期間への**配慮期間分**（太陽光：2年間、風力：4年間、地熱：4年間）は**除く**。

※5 送配電事業者による系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅れにより失効することがないように配慮する。

失効制度のイメージ

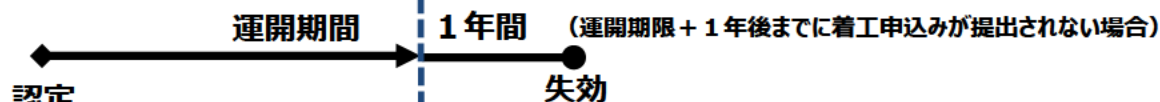
基本

改正法施行日後に
運開期限を迎えるケース

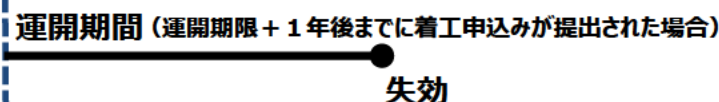
運開期限

2012～17年度に認定を受けた太陽光
以外の電源種については、2020年12月
1日を起算点として、運転開始期限が設
定されていることに留意。

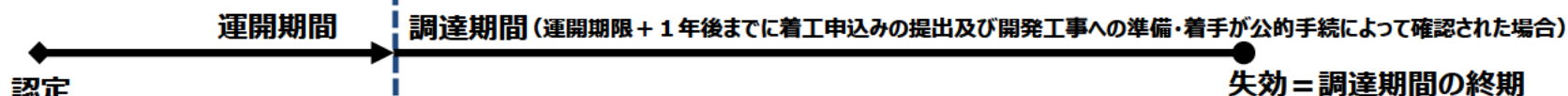
①原則



②原則



③例外



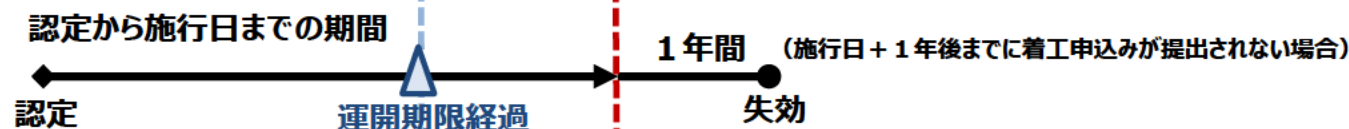
経過措置

改正法施行日時点で
運開期限を超過しているケース

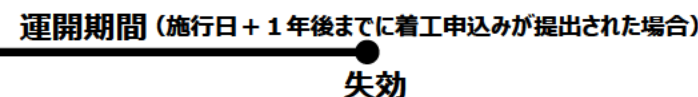
※太陽光発電の2019年3月31日までの認定が対象

改正法施行日

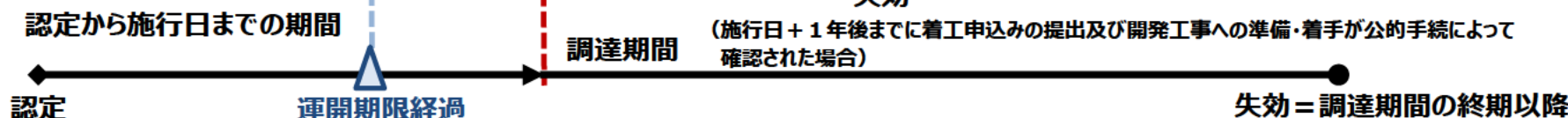
①原則



②原則



③例外



未稼働案件の失効見込み

- 2022年度末以降、順次失効期限を迎える案件が発生予定。
- 事業用太陽光では、**2022年度末に、経過措置対象の約6万2千件（631万kW）以上が失効期限を迎える予定**。期限までに系統連系工事着工申込が受領されなければ、この時点で失効となる。

＜事業用太陽光の失効見込み件数・容量＞

認定年度 失効期限	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度	
	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)	件数 (件)	容量 (万kW)
2012年度	1,738	30	1	0.7	410	72	77	3	0	0
2013年度	12,707	173	214	2	4,075	124	60	4	39	7
2014年度	7,460	122	7	1	1,781	68	4	2	7	0.3
2015年度	5,663	69	0	0	1,202	18	11	0.03	5	0.4
2016年度	14,857	107	0	0	603	12	0	0	3	0.2
2017年度	6,807	36	0	0	673	7	0	0	0	0
2018年度	12,890	95	0	0	2,177	33	0	0	0	0
2019年度	0	0	15,957	105	0	0	1,352	14	0	0
2020年度	0	0	0	0	5,022	59	0	0	68	9
2021年度	0	0	0	0	0	0	5,313	65	0	0
2022年度	0	0	1	0.03	1	0.02	4	0.3	2,645	50
合計	62,122	631	16,180	109	15,944	393	6,821	89	2,767	67

本年度末の失効見込み

(注1) 2023年2月8日時点、四捨五入により計算の合計が合わない場合がある。

(注2) 事業者からの申請等により今後変更される場合がある。

系統連系工事着工申込の提出状況のフォローアップ

- 系統連系工事着工申込は、運転開始に向けた準備が十分進捗し、事業を開始する蓋然性が高いことを判断するための指標として、提出時点において、関係法令に基づく必要な手続きを既に経ていること等を要件としている（p2及び下記参照）。
- 一般送配電事業者により系統連系工事着工申込が受領された案件については、既にこれまで一度受領済のものを含め、資源エネルギー庁において、要件が確実に満たされているかどうか、各種許可手続きを担当する自治体等と連携して継続的に確認を行っていく。
- その結果、実際には要件が満たされていないことが事後的に判明した場合、系統連系工事着工申込が不備無く受領されたとはみなされず無効となり、当初の失効期限日をもって失効となる。

系統連系工事着工申込の要件

提出時点において、以下の全てを満たしている必要あり。

- ① 土地の所有権その他の使用の権原を有していること
- ② 農振法に基づく農振除外が行われ、農地法に基づく農転許可を取得または届出が受理されていること※1
- ③ 再エネ発電事業計画の実施に必要な森林法に基づく林地開発許可を取得済であること※1
- ④ 法令または条例に基づく環境影響評価の評価書の公告・縦覧を終えていること（未稼働太陽光措置対象のみ※2）

※1 ②と③は必要な場合のみ

※2 ④は未稼働太陽光措置対象の案件（2012～16年度認案件のうち、2016年7月以前に接続契約を締結した案件）であり、必要な場合のみ。

<参考> 要件が満たされておらず、系統連系工事着工申込の受領が無効となる例：

- ✓ 系統連系工事着工申込の提出時点で必要な許可が取得されておらず、提出後に当該許可が取得された場合
- ✓ 系統連系工事着工申込後に必要な許可が変更（林地開発行為の目的の変更など）となった場合
- ✓ 必要な許可が許可時に遡って取り消された場合 など